

事 務 連 絡
平成23年3月18日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づく
検査における留意事項について

今般、平成23年3月17日付食安発0317第3号「放射能汚染された食品の取り扱いについて」において、食品の放射能汚染にかかる食品衛生法第6条第2号の該否にかかる暫定規制値を示すとともに、検査に当たっては、標記マニュアルを参照し実施するよう通知したところです。当該暫定規制値については、原子力安全委員会により示された指標値を用いており、当該指標値は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとされていることから、同マニュアルに基づく検査を行う場合は、下記に留意の上、実施するようお願いします。

記

野菜等の試料の前処理に際しては、付着している土、埃等に由来する検出を防ぐため、これらを洗浄除去し、検査に供すること。

なお、土、埃等の洗浄除去作業においては、汚染防止の観点から流水で実施するなど十分注意すること。